

新発田地域振興局清掃業務基準仕様書

新潟県新発田地域振興局の清掃業務の実施に当たっては、清掃業務等委託契約書で定めるほか、この仕様書の定めるところに従い、誠実に行うものとする。

本仕様書中甲は委託者を、乙は受託者をいうものとする。

1 基本的事項

- (1) この仕様書は、委託業務の大要を示すもので、本書に記載のない事項であっても、軽易なものは状況に応じ甲の指示に従い、受託金額の範囲で行わなければならない。
- (2) 使用材料は、光熱水費、トイレットペーパー、便座シートを除きすべて乙の負担とする。
- (3) 使用材料は、建物の材質や用途及び作業箇所に最適なものを厳選し、建物等に損傷を与えてはならない。
- (4) 契約後速やかに作業の年間計画を作成し、甲の承認を得なければならない。
- (5) 庁舎を利用する人数は職員約 320 人と来庁者とする。
- (6) 作業を実施するに当たり、業務員には正規職員 1 人を必ず配置すること。

2 清掃業務

作業は、日常清掃及び定期清掃とし、別紙「清掃業務基準表」(以下「基準表」という。)によるものとする。

なお、基準表における清掃場所の名称等が変更された場合は、甲が乙に通知することにより、随時読み替えるものとする。

(1) 日常清掃

- ア はき掃除、水拭き及び掃除機清掃は、基準表に定めた回数のほか、玄関、廊下、湯沸室及びトイレ等で汚れが著しいところは随時清掃を行うこと。
- イ 手すり、扉、壁面及びガラスの清掃は、2メートル以下の箇所とし、塵を除去した後、雑巾又は乾布で拭くこと。
- ウ トイレ清掃は、床面清掃、衛生陶器・パイプの洗浄、汚物処理、ウォシュレットのノズル洗浄を行うこと。
- エ 手洗石けん、トイレットペーパー及び便座シートは、常時備え付けておくこと。
なお、手洗い石けんは乙が、トイレットペーパー及び便座シートは甲が用意するものを使用する。
- オ ごみ処理は、紙ゴミ、吸い殻、茶殻等を収集し、収集したごみは、可燃性、不燃性のものに区別して庁舎ごみ集積所に運搬すること。
- カ 排水溝ごみ処理は、給湯室、手洗い場、トイレ及びシャワー室等の排水溝については、ふたを外し中のごみを除去すること。

(2) 定期清掃

- ア 床ワックス掛けは、床磨き機で洗浄し、乾燥させワックスを塗り仕上げること。
- イ ガラスは、良質のクレンザー又は洗剤を塗布した後、これを拭き落とし、乾布で磨くこと。窓枠は、隅々のほこり等も拭き取ること。

ウ 窓ガラス清掃時にあわせて網戸の洗浄も行うこと。

エ カーペット洗浄は、防塵後に専用洗浄機で洗浄し、乾燥させ起毛をすること。

オ 屋上ドレン清掃は、屋上のドレンの枯葉等を取り除くこと。併せてドレン周りの除草も行うこと。なお、高所作業を行うときは、転落防止のための措置を十分行うこと。

カ 正面棟玄関(W1500 mm×D900 mm×2枚)は、汚泥の侵入を防ぐため足ふきマットを設置する。使用可能な足ふきマットを乙で用意することとし、月1回クリーニング済みのものと交換すること。

(3) 管理責任者及び作業員の配置

ア 乙は、業務に当たって管理責任者を選任し、甲に報告すること。

イ 乙は、必要な作業員を配置し、原則として日常清掃は開庁時に、定期清掃は閉庁時に行うこと。

ウ 甲は、乙に作業員控室(19.78 m²)を無償貸与するので、業務に必要な材料は控室に保管すること。

3 新発田地域振興局特定建築物環境衛生管理業務

作業は次に記するものとし、関係する法律及び法令等の規定を遵守すること。

(1) 特定建築物環境衛生管理技術者選任

技術者の選任及び管理期間は、令和8年10月1日から令和11年9月30日までとする。

(2) 室内空気環境測定

外気と各執務室の温度、湿度、気流、一酸化炭素、二酸化炭素、浮遊粉塵及び照度を2か月に一度測定すること。測定は午前、午後各1回測定すること。

(3) 貯水槽清掃及び水質検査等

ア 貯水槽清掃は3月に実施すること。

イ 水質検査は年2回(6月毎)実施するとともに、6月から9月までの間に消毒副生成物検査を実施すること。

ウ 残留塩素の測定は、週1回実施すること。

(4) 害虫(ゴキブリ)、ネズミ駆除

ア 薬剤散布は、9月に実施すること。

イ 巡回点検は、薬剤散布を行わない月に月1回実施すること。

4 報告書の提出

作業終了後、速やかに報告書を提出し、甲の確認を受けなければならない。

5 その他

契約時に、各業務の内訳金額を提出すること。